補助金返還についての誓約書

　丹波市空き家利活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助金の返還が生じた際は、交付した補助金の全額又は一部を返還することを誓約いたします。

令和　　 年　　 月　　 日

　　丹波市長　林　時彦　　様

　　　　　　　　　【申請者】

住　　所

氏　　名

※裏面：丹波市空き家利活用促進事業補助金第13条　抜粋

丹波市空き家利活用促進事業補助金交付要綱　抜粋

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(１)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(２)　交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(３)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(４)　補助金を交付決定した後、当該空き家において１年以内に居住又は開業しなかったとき。

(５)　法令若しくはこの要綱に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(６)　その他市長が補助金を交付することが不適当と認めたとき。

２　前項に掲げるもののほか、補助事業者が次の表に掲げる事由に該当した場合についても、また同様とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象の種類 | 交付決定の取消しに係る事由 |
| 居住型（売買契約に基づくもの） | (１)補助金交付日から起算して、５年以内に当該空き家を譲渡し、交換し、貸付けし、又は取り壊したとき。 |
| (２)補助金交付日から起算して、５年以内に当該空き家から補助事業者及び同居者全員が転居したとき。 |
| 居住型（賃貸借契約に基づくもの） | (１)補助事業者が所有者等の場合、補助金交付日から起算して、５年以内に次に掲げるいずれかの要件に該当したとき。ア　自身の都合により賃貸借契約を解除し、かつ、住まいるバンク要綱第４条に基づく賃貸借物件としての登録（以下、「賃貸借物件登録」という。）を、賃貸借契約を解除した日から起算して６か月以内におこなわなかったとき。イ　利活用者の都合により賃貸借契約の解除がなされた後、６か月以内に賃貸借物件登録をおこなわなかったとき。 |
| (２)補助事業者が利活用者の場合、補助金交付日から起算して、５年以内に賃貸借契約を解除したとき。ただし、所有者等の都合による契約解除を除く。 |
| 開業型（売買契約に基づくもの） | (１)補助金交付日から起算して、５年以内に当該空き家を譲渡し、交換し、貸付けし、又は取り壊したとき。 |
| (２)当該空き家で開業した事業を変更し、又はやめたとき。ただし、事業を変更する場合にあらかじめ市長に事業変更の届出をし、承認を受けた場合を除く。 |
| 開業型（賃貸借契約に基づくもの） | (１)補助金交付日から起算して、５年以内に賃貸借契約を解除したとき。ただし、所有者等の都合による契約解除を除く。　 |
| (２)当該空き家で開業した事業を変更し、又はやめたとき。ただし、事業を変更する場合にあらかじめ市長に事業変更の届出をし、承認を受けた場合を除く。 |

３　市長は、前２項に規定により補助金の交付決定を取り消したときは、丹波市空き家利活用促進事業補助金交付決定取消通知書を、補助金の返還を命ずるときは丹波市空き家利活用促進事業補助金返還命令書により補助事業者に通知するものとする。

４　第１項及び第２項の規定により、補助金の返還を命ずる金額は、第１項に該当する場合にあっては全額を、第２項に該当する場合にあっては、次の各号に掲げる交付決定後の年数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額に１円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(１)　１年以内のとき　全額

(２)　１年を超え２年以内のとき　補助金に５分の４を乗じて得た額

(３)　２年を超え３年以内のとき　補助金に５分の３を乗じて得た額

(４)　３年を超え４年以内のとき　補助金に５分の２を乗じて得た額

(５)　４年を超え５年以内のとき　補助金に５分の１を乗じて得た額